

○山口県建築審査会条例

昭和二十五年十二月二十五日

山口県条例第七十九号

(組織)

第一条 山口県建築審査会(以下「審査会」という。)は、委員五人をもって組織する。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委任されるまでその職務を行う。

(会議の招集)

第三条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の半数以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、開会の日前三日までに、会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第四条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述)

第五条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(会議録)

第六条 議長は、会議録を調整し会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員の二名以上が署名しなければならない。

(専 門 調 査 員)

第七 条 審 査 会 に 専 門 調 査 員 を 置 く こ と が で き る。

- 2 専 門 調 査 員 は、学 識 経 験 の あ る 者 又 は 県 の 職 員 の う ち か ら 知 事 が 委 嘱 し 又 は 任 命 す る。
- 3 専 門 調 査 員 は、会 長 の 命 を 受 け て 専 門 の 事 項 を 調 査 す る。

(幹 事 及 び 書 記)

第八 条 審 査 会 に 幹 事 及 び 書 記 を 置 く。

- 2 幹 事 及 び 書 記 は、県 の 職 員 の う ち か ら 知 事 が 任 命 す る。
- 3 幹 事 及 び 書 記 は、会 長 の 命 を 受 け て、庶 務 に 従 事 す る。

(審 査 会 へ の 委 任)

第九 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の 外、審 査 会 の 運 営 に 関 し て 必 要 な 事 項 は、審 査 会 が 定 め る。

附 則

こ の 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

付 則 (昭 和 三 五 年 条 例 第 五 六 号)

こ の 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 一 二 年 条 例 第 五 五 号) 抄

(施 行 期 日)

- 1 こ の 条 例 は、平 成 十 三 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 一 九 年 条 例 第 六 号) 抄

こ の 条 例 は、平 成 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 二 八 年 条 例 第 七 号) 抄

こ の 条 例 は、平 成 二 十 八 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。